
令和7年4月施行の特定建築事業者太陽光発電設備導入制度オンライン説明会（令和7年度）

制度2 オンライン手続き方法について

中小規模建築物2,000㎡未満

令和7年6月27日（金）開催
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

制度2の手続き方法について

中小規模建築物への制度

- **特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（制度2）**は、市内年間供給面積が5,000㎡以上の特定建築事業者を対象とし、太陽光発電設備の設置を義務付けるものです。特定建築事業者は、**法人単位で対象年度1年分の対象建築物**について、**取組書（建築物リスト）**や**棟数除外等**をする場合には**根拠図面等**を作成して、**報告書**として取りまとめ、対象年度の翌年度9月末までに市へ提出する必要があります。
- **報告書の提出（申請）**は、**オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）**で行うことを原則とします。



※1 特定建築事業者（法人代表者又は同社の担当者等）による申請が原則となりますが、設計者などに申請を委任することも可能です。

※2 本説明会の意見募集期間中（～令和7年7月10日まで）にテスト版を公開します。ご意見は、本説明会の意見募集専用フォームにてお願いします。

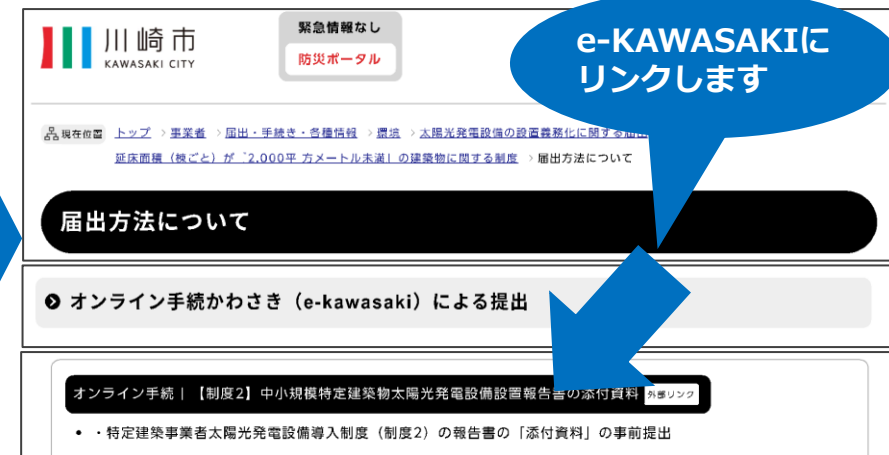
オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイト

下記のほか、e-KAWASAKIについて、詳しくはよくあるご質問をご覧ください。 <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

- **オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）**は、窓口や郵送などで行っていた申請・届出などの各種手続きを、インターネットからオンラインで行うことができます。
 - ・パソコン等を使用し**申請書の入力作成・送信、添付資料のアップロード（1申請100MB以内）・送信**が行えます
 - ・手続きの**状況照会**が行えます
 - ・申請の**取り下げ**が行えます
 - ・市の審査等完了後、市からの**交付物のダウンロード**ができます
- **オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）**を利用するにあたり、**利用者登録時にメールアドレスが必要**となります。
- **代理人**による代理申請ができます。本制度の代理申請では、**電子署名は不要**です。**委任状（任意様式・押印不要・PDF形式）**のアップロードが必要となりますので、予めご準備ください。

申請手続きの検索は、
市ホームページ
「届出方法について」から

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/76-16-14-2-0-0-0-0-0-0.html>



←川崎市ホームページ
「届出方法について」より
手続き名をクリック

令和7年度分のスケジュール

市内年間供給面積※が5,000㎡以上 ⇒ 特定建築事業者
5,000㎡未満 ⇒ 任意の報告可
※工事施工者であるものに限る（対象年度の年度末の時点で判断します。）



報告書提出物……①報告書・②取組書・③添付資料

- ① 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（規則第16号様式。以下「報告書」という。）
- ② 「中小規模特定建築物取組書」（要綱第1号様式。以下「取組書」という。）
- ③ その他必要な根拠図面等の「添付資料」 ※③が不要な場合もあります（スライド9参照）

提出物	作成・提出方法
①報告書 (規則第16号様式) 	■ オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）において、申請フォームを入力することで自動印字により作成されます。申請後、PDF出力できます。
②取組書 (要綱第1号様式) 	■ 市ホームページからExcel様式をダウンロードし、入力セルに必要事項を入力して建築物リストを作成します。 ■ オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）にて、取組書【Excel】のデータファイルをアップロードし、提出します。 コチラからダウンロード 
③添付資料 	■ 市の様式はありませんので、規定された項目を明示した資料（図面等・任意様式）を作成します。 ■ オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）にて、添付資料【PDF・Excel・ZIPいずれかの形式】のデータファイルをアップロードし、提出します。 詳しくはスライド9参照

報告書提出物①報告書

中小規模建築物への制度

①報告書 規則様式…**オンライン手続（e-KAWASAKI）** 申請フォーム入力により作成されます。

2 報告書の申請

PDF出力

第16号様式

(第1面)

中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書

サンプル

令和7年6月27日

(宛先) 川崎市長

〒210-0000

神奈川県 川崎市川崎区

宮本町1-1

〇〇株式会社 代表取締役

川崎 一郎

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。

制度の対象区分	第1面（必須）
連絡担当者の氏名及び連絡先	△△株式会社 再エネ推進課 幸 太郎 (電話番号 044-200-2088)
※受付欄	
電子申請番号	00000000

備考 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

(第2面)

1 特定建築事業者（条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以下「特定建築事業者」という。）	〇〇株式会社 代表取締役
特定建築事業者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）	川崎 一郎
住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地	神奈川県 川崎市川崎区 宮本町1-1

サンプル

2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等

報告対象年度	令和7年度	
中小規模特定建築物の床面積の合計 A	6,000 m ²	適用除外建築物の床面積の合計 B 100 m ²
適用除外建築物以外の床面積の合計 A - B	5,900 m ²	
中小規模特定建築物の数 C	60	適用除外建築物の数 D 1
棟数除外建築物の数 E	9	C-D-E 50

3 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況及び条例第26条第2項の規定による設置基準

第2面（必須）

太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	☒ 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置 ☐ 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電設備を除く。）の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ()		
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計	太陽光 84.200 kW	太陽熱 kW	
	地中熱 kW	その他 kW	
	合計	84.200 kW	
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）※	120 %		
太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況	☒ 適合する（達成率100%以上） ☐ 適合しない（達成率100%未満） ☐ 全て基準適用対象外建築物		

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
3 ※印の欄は、1年間に確認済証の交付を受けた全ての中小規模特定建築物が規則第32条第1項の適用除外建築物又は同条第2項各号に掲げる建築物（棟数除外建築物）という。（これらを「基準適用対象外建築物」という。）に該当する場合は記載しないでください。

報告書提出物②取組書

中小規模建築物への制度

②取組書 要綱様式…オンライン手続でアップロードできるよう**事前に作成**しておきます。

1 棟数除外建築物の申請 Excelで準備

第1面

第1号様式 (第1面) サンプル

中小規模特定建築物取組書

2025年8月1日

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) A株式会社 代表取締役 川崎 太郎

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	確認済証交付年月日	住宅・非住宅の区分	建築面積 (㎡)	床面積の合計 (㎡)	建築物の概要				設置基準量に対する事項			
						適用除外建築物への該当有無	棟数除外建築物	該当事項※	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1	R07確申建91234	R7.5.1	住宅		150.00		○	2					
2	R07確申建91235	R7.6.1	住宅		125.00		○	2					
3	R07確申建91236	R7.7.1	住宅		130.00		○	2					
4	R07確申建91237	R7.8.1	住宅		110.00		○	2					
5	R07確申建91238	R7.9.1	住宅		174.00		○	2					
6													
合計				689.00	0.00			0.000	0.000	0.000	0.000		
合計 (適用除外建築物を除く)				689.00									

※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の規定の適用がある場合には、その適用後の水平投影面積 (第3条の他の市長が認める場合は「3」と記載する。

棟数除外建築物の該当理由

住宅区分・建築面積・延床面積

確認済証番号・交付日

こちらからダウンロード



「棟数除外建築物の申請」では第2～4面の入力不要です

2 報告書の申請 Excelで準備

第1面～第4面

第1号様式 (第1面) サンプル

中小規模特定建築物取組書

2025年8月1日

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) A株式会社 代表取締役 川崎 太郎

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	確認済証交付年月日	住宅・非住宅の区分	建築面積 (㎡)	床面積の合計 (㎡)	建築物の概要				設置基準量に対する事項			
						適用除外建築物への該当有無	棟数除外建築物	該当事項※	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1	R07確申建91234	R7.5.1	住宅		150.00		○	2					
2	R07確申建91235	R7.6.1	住宅		125.00		○	2					
3	R07確申建91236	R7.7.1	住宅		130.00		○	2					
4	R07確申建91237	R7.8.1	住宅		110.00		○	2					
5	R07確申建91238	R7.9.1	住宅		174.00		○	2					
6	R07確申建68532	R7.5.2	住宅		180.00								
7	R07確申建68533	R7.5.3	住宅		149.39				4.3				
8	R07確申建68534	R7.5.4	住宅		182.00					2			
9	R07確申建68535	R7.5.20	住宅		183.00								
10	R07確申建68536	R7.5.21	非住宅		890.53				9				
11	R07確申建68537	R7.5.22	非住宅	9.80	9.80	○							
12	R07確申建68538	R7.7.2	住宅		129.00				2				
13	R07確申建68539	R7.7.3	住宅										
14	R07確申建68540	R7.8.1	住宅										
15	R07確申建68541	R7.8.2	住宅						6.3				
16	R07確申建68542	R7.8.3	住宅										
17	R07確申建68543	R7.9.1	住宅										
18	R07確申建68544	R7.9.18	住宅		250.32				8.8				
19	R07確申建68545	R7.12.12	住宅		182.00				7.4				
20	R07確申建68546	R8.1.9	住宅		183.00								
21	R07確申建68547	R8.1.30	住宅		153.22								
22	R07確申建68548	R8.2.16	住宅		174.44								
23	R07確申建68549	R8.3.1	住宅		180.00				5				
24	R07確申建68550	R8.3.2	住宅		149.39								
25	R07確申建68551	R8.3.3	住宅		180.00				5				
26													
合計				5,059.38	9.80			47.800	2,000	0.000			
合計 (適用除外建築物を除く)				5,049.58									

※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等屋根の水平投影面積 (第3条の規定の適用がある場合には、その適用後の水平投影面積) の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。

第1面 (必須) 対象建築物一覧

第2面 (該当する場合) 代替措置

2 既存建築物

No.	建物名称	所在地	太陽光発電設備 (kW)	太陽熱利用設備 (kW)	地中熱利用設備 (kW)	引き渡し等に関する事項	既設建築物の概要 (kW)
1							
2							
合計							

第3面 (該当する場合) 代替措置

3 特定開発事業に係る建築物の概要 (報告対象建物内訳) (kW)

No.	建物名称	所在地	太陽光発電設備 (kW)	太陽熱利用設備 (kW)	地中熱利用設備 (kW)	引き渡し等に関する事項	既設建築物の概要 (kW)
1							
2							
合計							

第4面 (必須) 適合状況等

4 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の量の状況

(1) 設置基準量

算定基準率	建築物の概要	再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 (kW)
0.7	棟数除外建築物 (棟) B	26
	設置可能棟数 (棟) C (A-B)	19
	再生可能エネルギー利用設備の設置基準量 (kW) D (C×0.7×2)	26

(2) 達成率及び適合状況

設置基準量 D 26 kW

中小規模特定建築物への設置量 E 49.800 kW

中小規模特定建築物への設置量 F 0.000 kW

既存建築物への設置量 G 0.000 kW

特定開発事業に係る建築物への設置量 H 0.000 kW

設置量の合計 E+F+G 49.800 kW

設置基準量に対する設置量の合計の比率 (達成率) (E2) (E+F+G)÷D×100 191%

設置基準に対する適合状況

■ 適合する (達成率が100%以上)
□ 適合しない (達成率が100%未満)
□ 全て基準適用対象外建築物

備考 注1 小数点以下の端数を切り捨て、整数で値を記載すること。
注2 パーセント表示とし、小数点以下の端数を切り捨て、整数で値を記載すること。
なお、設置基準量Dが0kWの場合、達成率を記載しないこと。

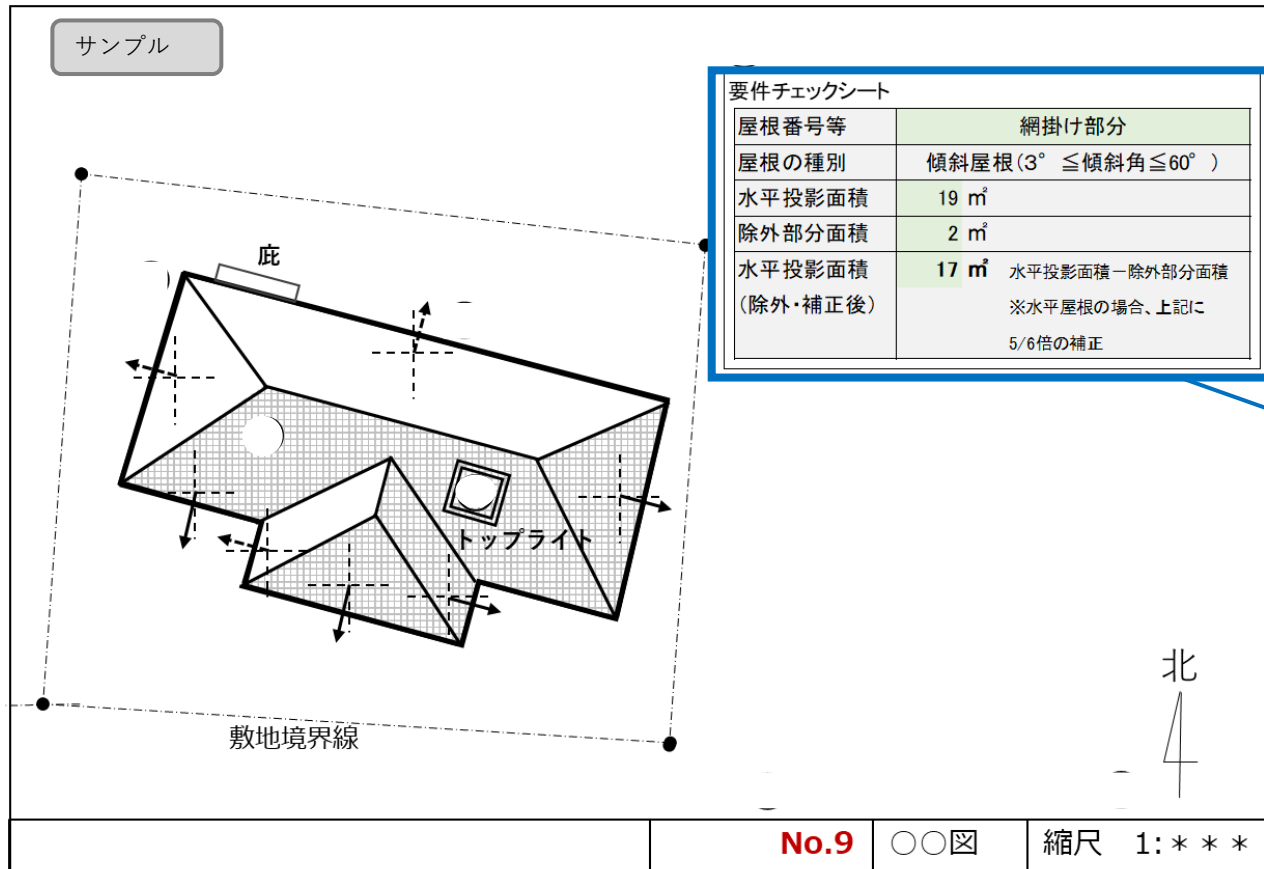
入力セル

自動計算セル (入力不要)

③添付資料 任意様式…オンライン手順でアップロードできるよう**事前に作成**しておきます。

1 棟数除外建築物の申請 PDF、Excel、ZIP

(例) 棟数除外建築物（南面等屋根20㎡未満）の根拠図面



南面等屋根の
詳細はコチラ



コチラから
ダウンロード



2 報告書の申請

PDF、Excel、ZIP

詳しくは、次スライド参照
なお、「棟数除外建築物の申請」
済みの添付資料は省略できます

必要事項が明示された図面であれば、図面の様式や記載方法は問いません。

■ 添付資料は、**該当する区分に応じた資料を提出**します。複数区分に該当する場合は、**該当する全ての資料を提出**します。

区分	添付資料
1 棟数除外建築物の申請 又は 2 報告書の申請 にて提出	
【 棟数除外建築物 がある場合】 南面等屋根の水平投影面積（屋根除外部分を除く）の合計が 20㎡未満 の場合（建築面積20㎡未満の場合を除く。）	☐ 南面等屋根の平面図等 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、屋根除外部分の範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示
2 報告書の申請 にて提出	
【 熱利用設備のkW換算 する場合】 太陽熱又は地中熱を利用する熱供給設備を設置し、当該設備の年間熱利用量3,600MJ当たり出力1kWとする規定を適用する場合	☐ 当該設備の年間熱利用量を示す資料 ※オンサイトでの熱利用設備設置で、年間熱利用量が7,200MJ超えの場合でも、設置量を2kW/棟とみなして計上する場合、本添付資料は不要。
【 代替措置・既存建築物 の場合】 既存建築物に太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該既存建築物で利用する場合	☐ 当該既存建築物の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を明示 ☐ 当該既存建築物の平面図等 既存建築物の建物名称、配置、設備の設置位置、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項を明示 ☐ 太陽光発電設備等の設置に関する契約書等の写し 既存建築物の所在地、特定建築事業者名、設備の種類、設置量等が明示されたもの

区分	添付資料
2 報告書の申請 にて提出	
【 代替措置・特定開発事業 の場合】 特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等を行うとする場合において、 当該特定開発事業に係る区域に太陽光発電設備等 を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用する場合	☐ 当該区域の付近見取図 方位、道路及び目標となる地物を明示 ☐ 当該区域内の当該設備を設置する建築物の平面図等 当該設備の設置位置を明示 ☐ 当該区域の平面図又は配置図等 当該事業に係る全ての予定建築物の敷地等の区画の明示 ☐ 当該区域への太陽光発電設備等の設置に係る資料 全ての予定建築物の建物名称、床面積の合計（棟ごと）及び中小規模特定建築物への該当の有無の明示 太陽光発電設備等を設置する予定建築物、設置量及び当該設備で発生される電気又は熱の利用に関する事項の明示 設置量を各予定建築物に分割計上する場合はその内訳及び電気等の供給方法を明示
その他市長が必要と認める場合	☐ その他市長が必要と認める資料



いずれの区分にも該当しない場合は、③添付資料は不要です

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

■ 1 棟数除外建築物の申請 任意 のオンライン手続は以下の手順で申請を行います。

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

市HP「届出方法について」 <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176649.html>

- ・市HP「届出方法について」から手続きを検索する方法を紹介します。
- ・該当するオンライン手続名をクリック

川崎市 KAWASAKI CITY

緊急情報なし 防災ポータル

品・現在市面 トップ > 事業概観 > 届出・手続き・各種情報 > 届出 > 太陽光発電設備の設置関係に関する制度 > 届出方法について

届出方法について

オンライン手続かわさき (e-kawasaki) による提出

オンライン手続 | 【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の添付資料 新システム

- ・特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（制度2）の報告書の「添付資料」の事前提出
- ・根拠となる条例・規則・要綱等：川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 第26条 第4項・第5項

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) のページ一番下に掲載されている利用規約を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

1 棟数除外建築物の申請 任意

手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

令和7年7月10日まで
テスト版を公開しています
申請受付は8月以降です

- ・オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) の手続ページが開きます。
- ・「次へ進む」をクリックし、ログインが必要です、と出たら「OK」をクリック

【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

手続の概要

- 本手続は「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」により規定する申請となります。

市HP条例・規則・要綱 [☞](#)

よくある質問・お問い合わせ [☞](#)

こちらからご確認ください [☞](#)

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

次へ進む⇒申請開始！

ログインが必要です。

OK

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

1-1 手続の検索



1-2 利用者登録 ※2回目以降はログイン



1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード



1-4 入力内容の確認⇒申請



2 申請内容・審査結果の確認



3 交付物の出力

利用者登録

- ・e-KAWASAKIを初めて利用する場合は、「**利用者の新規登録はこちら**」をクリックし、次の画面で「**事業者として登録する**」、をクリック
- ・利用者登録済みの場合は、利用者IDとパスワードを入力します。
- ・代理人が手続を行う場合は、代理人が利用者登録をしてください。
- ・1つの申請につき**1人利用者登録**できます。

- ・以下、画面の案内に従って、利用者登録を進めてください。

2回目以降は利用者IDとパスワードを入力してログイン

利用者登録に
電子署名（マイナ
バーカード等）は
不要です。

代理申請の場合に
「電子署名を用い
た委任状の作成」
は不要です。



オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

申請フォームの入力（過去申請の利用、事務手続の委任、届出日、対象年度）

① 過去申請を使用する (1 / 2ページ)

サンプル版【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

1 事務手続委任の確認

特定建築事業者が申請を行っているか。 **必須**

・特定建築事業者（法人代表者又は同社の担当者等）による申請が原則となりますが、設計者などに申請を委任することも可能です。

選択結果

☐ はい

☐ いいえ

②

2 届出日・該当年度・法人代表者・連絡担当者等に関する情報

・次の各設問について入力、選択してください。

この添付資料の提出日を選択してください。 **必須**

2025年 5月23日

③

この添付資料の該当年度を選択してください。 **必須**

・該当する年度は、当該中小規模特定建築物の確認済証（変更を除く。）の交付日で判断してください。

選択結果

☐ 令和7年度

④

①（任意）過去申請を使用するをクリックすると、過去に行った申請と同じ項目の内容が初期表示されますので、必要に応じて修正申請を行ってください。

② 特定建築事業者の申請か選択してください。

- ・はい …特定建築事業者の法人代表者又は同社の担当者が申請している場合⇒③へ
- ・いいえ …代理人が申請する場合⇒②-2へ

②-2 特定建築事業者から申請を受任している場合は、委任状（任意様式・押印不要・PDF形式）をアップロードしてください。

③ 提出日を選択してください。初期表示は今日の日付です。新規の申請の場合は今日の日付を、差戻されて再申請する場合は当初申請時の提出日としてください。

④ 対象年度を選択してください。

- ・令和7年度 …令和7年度分の申請の場合

（次のスライドへ続く）

いいえ（代理人申請）の場合

特定建築事業者から申請を受任している者は、委任状を添付してください。 **必須**

・委任状は、任意様式で作成可能で、押印は不要となります。

・アップロードできる資料の拡張子は「PDF形式」のみとなります。

②-2

アップロードするファイルを選択

ポイント

60分に1回は画面遷移をしないと、セキュリティ確保のためタイムアウトし、画面に入力した内容が消去されます。入力の途中で、適宜一時保存をしてください。

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

申請フォームの入力（特定建築事業者、連絡担当者）

特定建築事業者の法人番号（13桁）を入力してください。 **必須** ①

・この棟数除外建築物の申請は、同一法人において複数回に分けて行うことができますが、条例第26条第4項に基づく報告書の申請の際は、法人単位で各年度1申請にまとめてください。

特定建築事業者の所在地を入力してください。 **必須**

・住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。
・特定建築事業者は、「建築確認申請（又は計画通知）」の工事施工者（法人単位）です。
・なお、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」第2部第2章2にて、特定建築事業者の詳細が確認できます。
[ガイドラインの確認はコチラから](#)

郵便番号（ハイフンなし） **住所を検索する** ②

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

特定建築事業者の会社名・役職名を入力してください。 **必須**

・特定建築事業者は「建築確認申請（又は計画通知）」の工事施工者（法人単位）を入力してください。
例）〇〇株式会社 代表取締役

特定建築事業者（代表者）の氏名を入力してください。 **必須**

・法人の代表者の氏名を記入してください。

姓 名

連絡担当者の会社名・部署名を入力してください。 **必須**

特定建築事業者が事務手続きを委任している場合、受任者の会社名・部署名を入力してください。

③

連絡担当者の氏名を入力してください。 **必須**

・事務手続きを委任している場合、受任者の連絡担当者氏名を入力してください。

姓 名

連絡担当者のカナ氏名を入力してください。 **必須**

姓（カタカナ） 名（カタカナ）

① 特定建築事業者の法人番号（13桁）を入力してください。（参考）国税庁法人番号公表サイト：
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

② 特定建築事業者の所在地、会社名、役職名、代表者の氏名を入力してください。

③ 連絡担当者の会社名・部署名、氏名、カナ氏名、電話番号、メールアドレスを入力してください。特定建築事業者が事務手続きを委任している場合、受任者の会社名・部署名等を入力してください。**利用者登録時の情報が初期表示**されますので、必要に応じて修正し申請を行ってください。

・入力後、「次へ進む」をクリック



特定建築事業者
は法人単位です

連絡担当者の電話番号を入力してください。（ハイフンなし） **必須** ③

連絡担当者のメールアドレスを入力してください。 **必須**

メールアドレス

メールアドレス（確認）

入力後

次へ進む

戻る

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

データファイルのアップロード

3 棟数除外建築物の根拠図面等の提出

・次の各設問について選択し、添付資料をアップロードしてください。

申請状況を選択してください。 **①**

・「変更」とは、過去に棟数除外建築物の申請（手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物）を行った建築物について、南面等屋根の図面等に変更が生じた場合に選択してください。

・「変更」は、報告書の申請（手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（規則第16号様式））より前に変更が生じた場合に限り、報告書の申請以降に変更が生じた場合は、申請不要です。

・上記に該当しない場合は、「新規」を選択してください。

・変更する建築物と、新規の建築物を合わせて申請することはできません。別の申請としてください。

適用範囲

☐ 新規（申請する全ての建築物）

☐ 変更（申請する全ての建築物）

中小規模特定建築物取組書（第1面）をアップロードしてください。 **②**

・Excel形式としてください。Excel形式はこちらからダウンロードできます。

・修正のダウンロードはコチラから

・中小規模特定建築物取組書（第1面）の「確認済証番号等」の欄は、建築確認の変更申請を行った場合でも、当初の確認申請における「確認済証番号」を記載してください。

・第2面から第4面は記載不要です。

・なお、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」第4部3にて、添付資料の詳細が確認できます。

ガイドラインの確認はコチラから

アップロードするファイルを選択

棟数除外建築物の根拠となる平面図等をアップロードしてください。 **③**

・棟数除外建築物（南面等屋根の水平投影面積の合計が20平方メートル未満の場合）の根拠となる平面図等に限り、平面図等には、必ず「要件チェックシート」を貼り付けてください。

要件チェックシートのダウンロードはコチラから

・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「Excel形式」「ZIP形式」となります。

・1ファイルあたりのアップロード容量の制限は約30MBです。制限以内でアップロードしてください。

・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。

・1ファイルに収まらない場合、最大10ファイルまでアップロードすることが可能です。

アップロードするファイルを選択

**1ファイル約30MB以内
5ファイルまで可**

その他注意

・申請を完了した後、申請書のPDFをダウンロードできます。

・なお、記載事項や添付資料に不備がある場合、差戻を行い、再申請をお願い（メールで通知）します。

入力後

次へ進む >

< 戻る

① 申請状況を選択してください。

・新規 …変更以外の場合（差戻を受けて再申請する場合を含みます）⇒②へ

・変更 …過去に棟数除外の申請を行い、棟数除外建築物の確認済番号が交付されている建築物について変更する場合⇒①-2へ

①-2 変更前の電子申請番号を選択してください。

② 中小規模特定建築物取組書（第1面）をExcel形式でアップロードしてください。なお、第1面の入力は、平面図等を提出する棟数除外建築物のみで構いません。

③ 棟数除外建築物の根拠となる平面図等をPDF形式、Excel形式、ZIP形式のいずれかでアップロードしてください。

- ・1ファイルあたりのアップロード容量の制限は30MB
- ・最大5ファイルまで可（ただし1申請合計100MB以内）
- ・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめてください

「次へ進む」をクリック

変更の場合（詳細はスライド19参照）

変更前の電子申請番号を選択してください。 **①-2**

・変更の場合は、変更前の電子申請番号を選択してください。

選択してください

変更の場合の注意点をご覧ください。

・変更した資料のみアップロードしてください。

・中小規模特定建築物取組書（第1面）は、変更する棟数除外建築物のみ記載して、アップロードしてください。

・変更する棟数除外建築物の平面図等のみアップロードしてください。

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

入力内容の確認⇒申請

サンプル版【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

特定建築事業者が申請を行っているか。
はい 修正する

この棟数除外建築物の平面図等の提出日を選択してください。
2025年06月27日 修正する

この棟数除外建築物の対象年度を選択してください。
令和7年度 修正する

特定建築物重量等の所定値を入力してください。
 修正する

中小規模特定建築物取組書（第1面）をアップロードしてください。
テスト.xlsx 修正する

棟数除外建築物の根拠となる平面図等をアップロードしてください。
テスト (3).pdf 修正する

申請する

確認後

申請する >
< 戻る

- ・入力内容を確認してください。
 - ・アップロードした資料を確認してください。
 - ・不備がある場合は、修正をしてください。
- ・入力内容の確認が完了したら、「**申請する**」をクリック
- ・申請後、**申請内容（PDF）**をダウンロードできます。

条例等に規定する届出様式はありません。手元控え等として必要に応じてお使いください。

申請内容（PDF） をダウンロード

棟数除外建築物に関する資料の提出

令和7年6月27日

サンプル

〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区宮本町1-1-1
〇〇株式会社 代表取締役 川崎 一郎

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則第26条第2項第2号を適用して棟数除外する予定の建築物について、根拠となる資料を別添の通り提出します。

対象年度	令和7年度分
提出物	■ 中小規模特定建築物取組書（取組様式1号）第1面 （全戸共有の建築物に該当する建築のみ） ■ 棟数除外建築物（取組等関係の水平投影面積の合計が20㎡未満の場合）の根拠となる平面図等
連絡担当者の氏名及び連絡先	△△株式会社 再エネ推進課 幸 太郎 （電話番号） 044-200-2088
※受付欄	電子申請番号 00000000

利用者登録したメールアドレスに自動的に受付メールが送信されますのでご確認ください。



この後の手続の進捗はメールの自動送信でお知らせします。マイページからも確認いただけます。

手続の進捗お知らせメール

申請受付⇒審査開始（⇒再申請のお願い⇒再申請受付⇒審査開始）⇒交付完了

カッコ内手続は不備がある場合のみ

オンライン手続の内容については、今後軽微な修正を行うことがあります。

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認 (マイページ)

3 交付物の出力

申請内容・審査結果の確認 (マイページ)

・申請完了後に、オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・委任状の確認」「申請履歴一覧・検索」から、次の手続が行えます。

- ・手続きの進捗状況を確認する
- ・**申請内容 (PDF)** をダウンロードする
- ・この申請を取り下げる
- ・申請内容を使用して新しく申請する

マイページ

前回のログイン: 2025年5月23日 12時43分

お知らせ

利用者メニュー

申請履歴・委任状の確認
あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

保存した手続きの再開
「あとで申請する」で保存された手続きの再開ができます。

申請履歴一覧・検索

保存した手続き一覧

カテゴリ・通知の設定
「あなたへのお知らせ」に表示させるカテゴリや、お知らせ・通知メールの受信設定をすることができます。

カテゴリの設定
通知の設定

利用者情報の照会・変更
あなたの登録情報の確認や変更を行うことができます。

照会・変更
メールアドレスの変更
パスワードの変更
他サービスのIDとの連携設定

ホームに戻る

申請内容 (PDF) をダウンロード

棟数除外建築物に関する資料の提出

令和7年6月27日

(宛先) 川崎市

〒210-0000 神奈川県 川崎市川崎区
宮本町1-1-1
〇〇株式会社 代表取締役
川崎 一郎

サンプル

川崎市地球環境化対策等に関する条例施行規則第26条第2項第2号を適用して棟数除外する予定の建築物について、根拠となる資料を別添のとおり提出します。

対 象	年 度	令和7年度分
提 出 物		■ 中小規模特定建築物図書 (要綱別表1号) 第1面 (今回申請の建築物に関する記載のみ) ■ 棟数除外建築物 (前面等基根の水平投影面積の合計が20㎡未満の場合) の根拠となる平面図等
連絡担当者の氏名及び連絡先		△△株式会社 再エネ推進課 ※ 太郎 (電話番号 044-200-2088)
受付欄		電子申請番号 00000000

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

再申請

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒再申請

不備がある場合
メールでお知らせ

2 申請内容・審査結果の確認 (マイページ)

3 交付物の出力

再申請のお願い（差戻）の場合

再申請のお願い（差戻）の場合

- ・再申請のお願いのメールを受け取った場合は、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）のマイページ「利用者メニュー」「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。
- ・対象案件の「申請内容を修正してください」をクリック

申請履歴一覧

条件を指定して検索

申込番号

手続名

申請履歴一覧 対象案件をクリック

該当件数 5 件

申込番号: 65337374

2025年5月20日 21時00分

申請内容を修正してください

サンプル版【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

マイページから申請履歴一覧の開き方は、スライド16参照



- ・申請内容照会ページが開きます。
- ・「差戻し理由」をクリックして確認し、申請内容の「修正してください」とある項目を確認してください。
- ・「申請内容を修正する」をクリック ⇒以下の操作は「3 申請フォームの入力・データファイルのアップロード」「4 入力内容の確認・送信」を参照し、前回申請内容が初期表示されますので、必要な個所のみを修正し再申請を行ってください。

申請内容照会

申請状況

申請内容を修正してください

差戻し理由

棟数除外建築物の根拠となる平面図等をアップロードしてください。

修正してください

修正項目を確認

テスト (2) (1).pdf

確認後

申請内容のPDFをダウンロードする

申請内容を修正する

申請内容を修正する

オンライン手続の概要

棟数除外建築物の申請

1-1 手続の検索



1-2 利用者登録



1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード



1-4 入力内容の確認⇒申請



2 申請内容・審査結果の確認



交付完了をメールでお知らせ

3 交付物の出力（マイページ）

交付物の出力（マイページ）

手続き完了・交付物の出力（マイページ）

- ・審査完了後、交付物の交付及び手続きの完了について、メールでお知らせします。
- オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）のマイページ「利用者メニュー」 「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。
- ・対象案件の「手続きが完了しました」をクリック
- ・交付物一覧にある交付物（EXCEL形式）をダウンロードできます。

交付物
(EXCEL形式)
をダウンロード
取組書第1面

No.	確認済番号	確認済年月	確認済区分	確認済内容	確認済状況	確認済日	確認済場所	確認済担当者	確認済連絡先	確認済備考
1	1001	2023	住宅	確認済	完了	2023-01-01	市役所	市役所	市役所	市役所
2	1002	2023	住宅	確認済	完了	2023-01-01	市役所	市役所	市役所	市役所
3	1003	2023	住宅	確認済	完了	2023-01-01	市役所	市役所	市役所	市役所
4	1004	2023	住宅	確認済	完了	2023-01-01	市役所	市役所	市役所	市役所
5	1005	2023	住宅	確認済	完了	2023-01-01	市役所	市役所	市役所	市役所

棟数除外建築物確認番号と電子
申請申込番号を市が入力

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録 ※2回目以降はログイン

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

補足 棟数除外建築物の申請が完了した後（報告書の申請までの間）に変更が生じた場合

- ・変更前の申請のときと同じ利用者登録でログインし、「1-1手続の検索」（スライド10参照）からと同様、新たに棟数除外建築物の申請を開始します。以下の操作はスライド11～18を参照し、変更後の内容で申請を行います。
- ・変更の場合に注意する点は以下のとおりです。

3 棟数除外建築物の根拠図等の提出

・次の各設問について選択し、添付資料をアップロードしてください。・

申請状況を選択してください。 **必須** ①

・「変更」とは、過去に棟数除外建築物の申請（手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物）を行った建築物について、南面等屋根の図面等に変更が生じた場合に選択してください。

・「変更」は、報告書の申請（手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（原則第16号様式））より前に変更が生じた場合に限り、報告書の申請以降に変更が生じた場合は、申請不要です。

・上記に該当しない場合は、「新規」を選択してください。

・変更する建築物と、新規の建築物をあわせて申請することはできません。別の申請としてください。

選択結果

☐ 新規（申請する全ての建築物）

☐ 変更（申請する全ての建築物）

変更前の電子申請番号を選択してください。 **必須** ②

・変更の場合は、変更前の電子申請番号を選択してください。

選択してください

変更の場合の注意点をご覧ください。 ③

・変更した資料のみアップロードしてください。

・中小規模特定建築物取組書（第1面）は、変更する棟数除外建築物のみ記載して、アップロードしてください。

・変更する棟数除外建築物の平面図等のみアップロードしてください。

中小規模特定建築物取組書（第1面）をアップロードしてください。 **必須** ④

・Excel形式としてください。Excel形式はこちらからダウンロードできます。

様式のダウンロードは [こちらから](#)

・中小規模特定建築物取組書（第1面）の「確認済証番号等」の欄は、建築確認の変更申請を行った場合でも、当初の確認申請における「確認済証番号」を記載してください。

・第2面から第4面は記載不要です。

・なお、「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」第4部3にて、添付資料の詳細が確認できます。

ガイドラインの確認は [こちらから](#)

アップロードするファイルを選択

棟数除外建築物の根拠となる平面図等をアップロードしてください。 **必須** ⑤

・棟数除外建築物（南面等屋根の水平投影面積の合計が20平方メートル未満の場合）の根拠となる平面図等が2枚までアップロードできます。

・平面図等には、必ず「要件チェックシート」を貼り付けてください。

要件チェックシートのダウンロードは [こちらから](#)

・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「Excel形式」「ZIP形式」となります。

・1ファイルあたりのアップロード容量の制限は約30MBです。制限以内でアップロードしてください。

・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。

・1ファイルに収まらない場合、最大10ファイルまでアップロードできます。（1ファイル目をアップロードすると2ファイル目のアップロードが可能になります。）

アップロードするファイルを選択

変更の場合の注意点（スライド14参照）

- ① 申請状況を選択してください。
 - ・「**変更**」を選択してください。
- ② 変更前の電子申請番号を選択してください。
- ③ 変更の場合の注意点を確認してください。
- ④ 中小規模特定建築物取組書（第1面）をExcel形式でアップロードしてください。
 - ・取組書（第1面）には、変更する棟数除外建築物のみ入力してください。
 - ・確認済証番号等の欄には、当初の確認申請時の番号（変更ではない）から変えないでください。
- ⑤ 棟数除外建築物の根拠となる平面図等をPDF形式、Excel形式、ZIP形式のいずれかでアップロードしてください。
 - ・変更する棟数除外建築物の平面図等のみアップロードしてください。

(補足) アップロードする資料と交付物

棟数除外建築物の申請

- **1 棟数除外建築物の申請** は、「取組書（第1面）」と「南面等屋根の平面図等」をアップロードします。
- 市は申請受付後、順番に審査を行い、審査完了後、市が棟数除外建築物確認番号を入力した「取組書（第1面）」データを交付物として交付します。

特定建築
事業者

e-KAWASAKI 棟数除外建築物の申請

取組書 第1面

Excel表

中小規模特定建築物取組書

2025年8月1日

特定建築事業者の氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名)

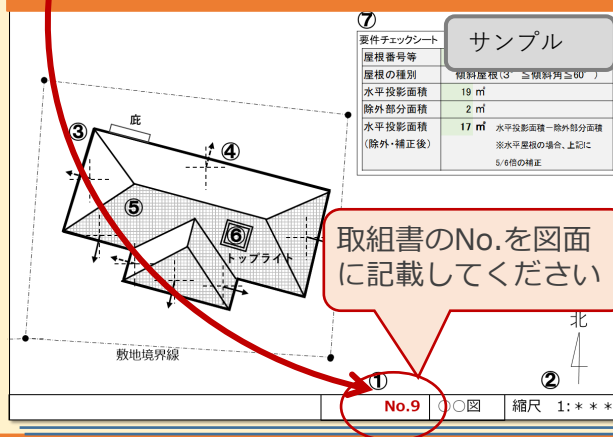
A株式会社 代表取締役 川崎 太郎

1 中小規模特定建築物における取組状況

サンプル

建築物の概要						設置基準量に対する事項							
No.	確認済証番号等	確認済証 交付 年月日	住宅・ 非住宅 の区分	建築面積 (㎡)	床面積の 合計 (㎡)	適用除外 建築物への 該当有無	棟数除外 建築物				再エネ利用設備の設置量 (kW)		
							該当有無	該当事項	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	地中熱利用設備		
1	07確申建91234	R7.5.1	住宅		150.00		○	2					
2	07確申建91235	R7.6.1	住宅		125.00		○	2					
3	07確申建91236	R7.7.1	住宅		130.00		○	2					
4	07確申建91237	R7.8.1	住宅		110.00		○	2					
5	07確申建91238	R7.9.1	住宅		174.00		○	2					

南面等屋根の平面図等 (例)



市

審査後に「交付物」を交付

交付物 (取組書 第1面) (例)

Excel表

中小規模特定建築物取組書

2025年8月1日

特定建築事業者の氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名)

A株式会社 代表取締役 川崎 太郎

サンプル

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	建築物の概要					設置基準量に対する事項				
		確認済証 交付 年月日	住宅・ 非住宅 の区分	建築面積 (㎡)	床面積の 合計 (㎡)	適用除外 建築物へ の該当有 無	棟数除外 建築物	再エネ利用設備の設置量 (kW)			
								該当 事項否	太陽光発 電設備	太陽熱利 用設備	地中熱利 用設備
1	RD7確申建91234	R7.5.1	住宅		150.00		○	2			
2	RD7確申建91235	R7.6.1	住宅		125.00		○	2			
3	RD7確申建91236	R7.7.1	住宅		130.00		○	2			
4	RD7確申建91237	R7.8.1	住宅		110.00		○	2			
5	RD7確申建91238	R7.9.1	住宅		174.00		○	2			

印刷範囲外

※川崎市記入
棟数除外建築物
確認済番号
(電子申請申込番号)

25001-001/76410046
25001-002/76410046
25001-003/76410046
25001-004/76410046
25001-005/76410046

印刷範囲外

取組書 第1面の印刷範囲外の備考欄に、「棟数除外建築物の棟数除外建築物確認番号 (電子申請申込番号)」を入力したものを「交付物」とし、Excelデータで交付します。

特定建築
事業者

e-KAWASAKI

マイページから「交付物」を出力

交付物 (取組書 第1面) (例)

Excel表

中小規模特定建築物取組書

2025年8月1日

特定建築事業者の氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名)

A株式会社 代表取締役 川崎 太郎

サンプル

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	確認済証 交付 年月日	住宅・ 非住宅 の区分	建築面積 (㎡)	床面積の 合計 (㎡)	適用除外 建築物への 該当有無	設置基準量に対する事項				
							棟数除外 建築物	再エネ利用設備の設置量 (kW)			
								該当 事項※	太陽光発 電設備	太陽熱利 用設備	地中熱利 用設備
1	RD7確申建91234	R7.5.1	住宅		150.00		○	2			※川崎市記入 棟数除外建築物 確認済証番号 (電子申請申込番号) 25001-00176410046 25001-00276410046 25001-00376410046 25001-00476410046 25001-00576410046
2	RD7確申建91235	R7.6.1	住宅		125.00		○	2			
3	RD7確申建91236	R7.7.1	住宅		130.00		○	2			
4	RD7確申建91237	R7.8.1	住宅		110.00		○	2			
5	RD7確申建91238	R7.9.1	住宅		174.00		○	2			

「報告書の申請」をするとき、「棟数除外建築物確認番号 (電子申請申込番号)」を転記することで、先に提出した南面等屋根の平面図等の添付を省略できます。

・申請時にアップロードした平面図等は、マイページの申請履歴一覧 (スライド18参照) より確認できます。

2

報告書の申請

必須

のオンライン手続は以下の手順で申請を行います。

1-1 手続の検索

スライド11参照

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

市HP「届出方法について」 <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176649.html>

- ・市HP「届出方法について」から手続きを検索する方法を紹介します。
- ・該当するオンライン手続名をクリック

川崎市 KAWASAKI CITY

緊急情報なし 防災ポータル

品川市HP トップ ＞ 事業概観 ＞ 届出・手続き ＞ 各種届出 ＞ 届出 ＞ 太陽光発電設備の設置後撤去に関する届出（特約）が、2,000平方メートル未満の建築物に関する届出

届出方法について

オンライン手続かわさき (e-kawasaki) による提出

オンライン手続 | テスト版【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（様式）

・ 根拠となる条例・規則・要綱等：川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 第32条

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) のページ下部に掲載されている[利用規約](#)を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

2

報告書の申請

必須

手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（規則第16号様式）

令和7年7月10日まで
テスト版を公開しています
申請受付は令和8年4月以降です

- ・オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）の詳細ページが開くので、内容確認します。
- ・「次へ進む」をクリックし、ログインが必要です、と出たら「OK」をクリック

【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における様式除外建築物

手続の概要

●本手続は「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」により規定する「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」（制度2）に関する申請となります。

市HP条例・規則・要綱 [へ](#)

よくある質問・お問い合わせ [へ](#)

こちらからご確認ください [へ](#)

次へ進む

ウィンドウを閉じる

ログインが必要です。

OK

1-1 手続の検索

1-2 利用者登録

1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード

1-4 入力内容の確認⇒申請

2 申請内容・審査結果の確認

3 交付物の出力

(1)申請フォームの入力（委任の確認、届出日、対象年度）

① 過去申請を使用する

② 1 事務手続委任の確認

特定建築事業者が申請を行っているか。 **必須**

・特定建築事業者（法人代表者又は同社の担当者等）による申請が原則となりますが、設計者などに申請を委任することも可能です。

選択結果

☐ はい

☐ いいえ

③ 2 届出日・該当年度・法人代表者・連絡担当者等に関する情報

・次の各設問について入力、選択してください。

この添付資料の提出日を選択してください。 **必須**

2025年 5月23日

④ 3 この添付資料の該当年度を選択してください。 **必須**

・該当する年度は、当該中小規模特定建築物の確認済証（変更を除く。）の交付日で判断してください。

選択結果

☐ 令和7年度

①（任意）過去申請を使用するをクリックすると、過去に行った申請と同じ項目の内容が初期表示されますので、必要に応じて修正し申請を行ってください。

② 特定建築事業者の申請が選択してください。

- ・はい …特定建築事業者の法人代表者又は同社の担当者が申請している場合⇒ ③へ
- ・いいえ …代理人が申請する場合⇒②-2へ

②-2 特定建築事業者から申請を受任している場合は、委任状（任意様式・押印不要・PDF形式）をアップロードしてください。

③ 提出日を選択してください。初期表示は今日の日付です。新規の申請の場合は今日の日付を、差戻されて再申請する場合は当初申請時の提出日としてください。

④ 対象年度を選択してください。

- ・令和7年度 …令和7年度分の申請の場合

（次のスライドへ続く）

いいえ（代理人申請）の場合

特定建築事業者から申請を受任している者は、委任状を添付してください。 **必須**

・委任状は、任意様式で作成可能で、押印は不要となります。

・アップロードできる資料の拡張子は「PDF形式」のみとなります。

アップロードするファイルを選択

②-2

(2) 申請フォームの入力（制度の区分、特定建築事業者）

制度の区分を選択してください。

- ・特定事業者：年間供給面積が5,000平米を超える建築事業者
- ・特定建築事業者以外（任意）：特定建築事業者以外の希望する建築事業者
- ・特定建築事業者以外（任意）グループ：複数の建築事業者によるグループ

選択解除

☐ 特定建築事業者
☐ 特定建築事業者以外（任意）
☐ 特定建築事業者以外（任意）グループ

特定建築事業者以外（任意）グループでの申請の構成社数について記載してください。

選択してください

特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）の法人番号（13桁）を入力してください。 **必須**

・条例第26条第4項に基づく申請は法人単位で各年度1申請までです。

法人単位で各年度1申請であることの確認 **必須**

・条例第26条第4項に基づく報告書の申請は、法人単位で各年度1申請です。（営業所単位での申請ではありません）

・特定建築事業者以外（任意）グループでの申請の場合、グループを構成する各建築事業者が法人単位となります。

選択解除

☐ 法人ごとの申請

特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）の所在地を入力してください。 **必須**

・住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を入力してください。

・任意の報告を複数社（グループ）で行う場合は、代表1社について入力してください。

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）の会社名・役職名を入力してください。 **必須**

・特定建築事業者は「確認済証」の工事施工者（法人単位）を入力してください。

例）〇〇株式会社 代表取締役社長

・任意の報告を複数社（グループ）で行う場合は、代表1社について入力してください。

特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）の氏名を入力してください。 **必須**

・法人の代表者の氏名を記入してください。

・任意の報告を複数社（グループ）で行う場合は、代表1社について入力してください。

姓

名

特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）のカナ氏名を入力してください。 **必須**

・任意の報告を複数社（グループ）で行う場合は、代表1社について入力してください。

姓（カタカナ）

名（カタカナ）

① 制度の区分を選択してください。

- ・特定建築事業者 ⇒③へ
- ・特定建築事業者以外（任意の報告） ⇒③へ
- ・特定建築事業者以外（任意の報告）グループ ⇒②へ

② （グループの場合に表示）社数を選択してください。

※②で2社以上を選択した場合は、③～⑤が社数分表示されますので、入力してください。

③ 特定建築事業者（任意の報告を行う建築事業者を含む）の法人番号（13桁）を入力してください。

④ 支店や営業所単位ではなく法人単位の申請であることを確認し、選択してください。

- ・法人ごとの申請

⑤ 特定建築事業者の所在地、会社名、役職名、氏名等を入力してください。

（次のスライドへ続く）

(3) 申請フォームの入力（連絡担当者）

連絡担当者の会社名・部署名を入力してください。 **必須**

特定建築事業者が事務手続きを委任している場合、受任者の会社名・部署名を入力してください。

連絡担当者の氏名を入力してください。 **必須**

・事務手続きを委任している場合、受任者の連絡担当者氏名を入力してください。

姓

名

連絡担当者のカナ氏名を入力してください。 **必須**

姓（カタカナ）

名（カタカナ）

連絡担当者の電話番号を入力してください。（ハイフンなし） **必須**

連絡担当者のメールアドレスを入力してください。 **必須**

メールアドレス

メールアドレス（確認）

入力後

次へ進む



戻る

連絡担当者の会社名、部署名、氏名、電話場脳、メールアドレスを入力してください。特定建築事業者が事務手続きを委任している場合、受任者の会社名・部署名等を入力してください。**利用者登録時の情報が初期表示**されますので、必要に応じて修正し申請を行ってください。

・入力後、「次へ進む」をクリック

(4) 申請フォームの入力（床面積の合計、建築物の棟数等）

3 床面積の合計、建築物の数等に関する情報

・次の各設問について入力、選択してください。
・入力、選択した内容が規則様式（第16号様式）に印字されます。

中小規模特定建築物の床面積の合計【A】を入力してください。（半角数字）【平方メートル】 必須 ①

・床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第9号に規定する延床面積です（同令第2条第1項第4号ただし書きの規定は適用しません）。
・単位の入力は不要です（以下同様）。

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

取組書の集計結果を転記

画像を拡大表示

適用除外建築物以外の床面積の合計【A-B】（半角数字）【平方メートル】 ③

・A-Bを「年間供給面積」とします。1法人で5,000平方メートル以上の場合は特定建築事業者となります。

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

グレーの欄は自動計算されます

画像を拡大表示

棟数除外建築物の数【E】（半角数字）【棟】 必須 ⑥

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示

適用除外建築物の床面積の合計【B】を入力してください。（半角数字）【平方メートル】 必須 ②

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示

中小規模特定建築物の数【C】（半角数字）【棟】 必須 ④

・取組書の第1面に入力した建築物の全棟数になります。

画像を拡大表示

適用除外建築物の数【D】（半角数字）【棟】 必須 ⑤

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示

設置可能棟数【C-D-E】（半角数字）【棟】

自動入力

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示

入力後

次へ進む >

< 戻る

・「取組書」を作成の上、「取組書」に基づいて**床面積の合計、建築物の棟数等**を入力してください。**画像を拡大表示**すると「取組書」の該当箇所が表示されますので参考にしてください。

- ① 中小規模特定建築物の延床面積の合計【A】を入力してください。
- ② 適用除外建築物の延床面積の合計【B】を入力してください。
- ③ 適用除外建築物以外の延床面積の合計【A-B】（自動計算）
- ④ 中小規模特定建築物の数【C】を入力してください。
- ⑤ 適用除外建築物の数【D】を入力してください。
- ⑥ 棟数除外建築物の数【E】を入力してください。
- ⑦ 設置可能棟数の数【C-D-E】（自動計算）

・入力後、「次へ進む」をクリック

(5) 申請フォームの入力（設置基準量の算定）

4 設置基準量（設置義務量）の算定に関する情報

- ・次の各設問について入力、選択してください。
- ・入力、選択した内容が規則様式（第16号様式）に印字されます。

設置基準量（算定値）【kW】

- ・整数表示（小数点第1位切り捨て）となります。

70 kW

グレーの欄は
自動計算されます

棟数除外建築物の有無、南面等屋根の平面図等の事前申請の有無を選択してください。 **必須**

・選択肢「棟数除外建築物あり（事前申請済み）」とは、e-KAWASAKIの手続名「【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物」を既に行っている場合に選択してください。

選択肢

- ☐ 棟数除外建築物なし
- ☐ 棟数除外建築物あり（事前申請済み）
- ☐ 棟数除外建築物あり（建築面積20平方メートル未満のみ）
- ☐ 棟数除外建築物あり（事前申請していない）

②

① 設置基準量は、自動計算されます。

② 棟数除外建築物の申請について、選択してください。

- ・棟数除外建築物なし ⇒ 「次へ進む」へ
- ・棟数除外建築物あり（事前申請済み） ⇒ 「次へ進む」へ
- ・棟数除外建築物あり（建築面積20㎡未満のみ） ⇒ 「次へ進む」へ
- ・棟数除外建築物あり（事前申請していない） ⇒ ③へ

③ 棟数除外建築物の資料（南面等屋根の平面図等）をアップロードしてください。1ファイル30MB以内です。複数の建築物を棟数除外として申請する場合はファイルをまとめるようにしてください。1ファイルに収まらない場合は最大5ファイルまでアップロードできます。（ただし申請全体で100MB以内）

・入力後、「次へ進む」をクリック

棟数除外建築物あり（事前申請していない）の場合

棟数除外建築物の南面等屋根の平面図等をアップロードしてください。 **必須**

- ・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「zip形式」となります。
- ・1ファイルあたりのアップロード容量の制限は30MBです。制限以内でアップロードしてください。
- ・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：平面図.pdf 取消

1ファイル
約30MBまで

③

棟数除外建築物の南面等屋根の平面図等をアップロードしてください。（2ファイル目）【任意】

- ・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「zip形式」となります。
- ・1ファイルあたりのアップロード容量の制限は30MBです。制限以内でアップロードしてください。
- ・複数の棟数除外建築物の平面図等をアップロードする場合は、1ファイルにまとめるようにしてください。
- ・1ファイルにデータが収まらない場合にアップロードしてください。

アップロードするファイルを選択

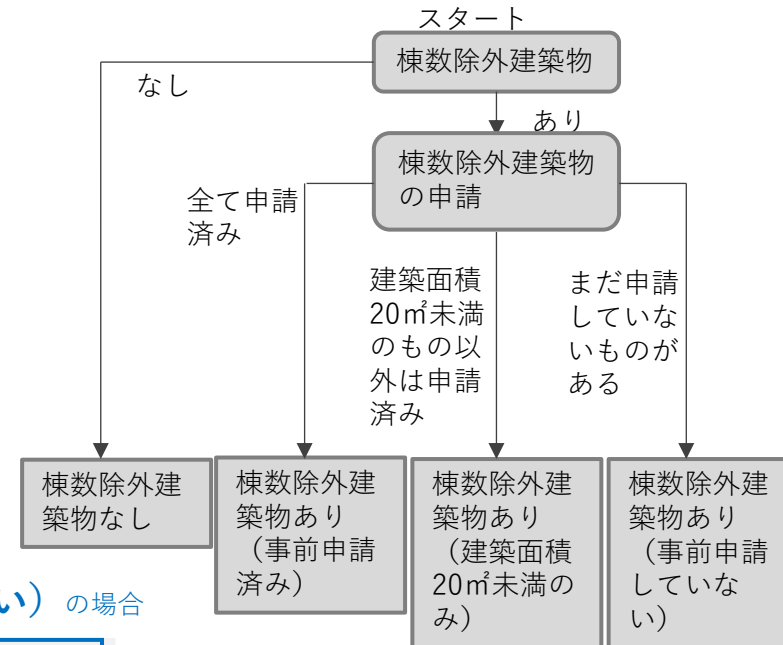
5ファイルまでアップロードできます

アップロード後

次へ進む

戻る

②の選択フロー



(6) 申請フォームの入力（義務履行方法）

太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置（義務履行方法）を選択してください。 **必須**

- ・「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」第3部第1～3章に記載の措置となります。
- ・画像に示すガイドラインの該当ページにて、義務履行方法の詳細が確認できます。
ガイドラインの確認はコチラから [☞](#)

**① 画像拡大表示
義務履行方法の説明を参照**

[画像を拡大表示](#)

☐ 中小規模建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置

☐ 規則第33条第1項第1号の規定による措置（中小規模特定建築物への再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電設備を除く。）の設置）

☐ 規則第33条第1項第2号アの規定による措置（市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置）

☐ 規則第33条第1項第2号イの規定による措置（特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置）

☐ 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置

中小規模特定建築物取組書（要綱第1号様式）をアップロードしてください。 **必須**

- ・アップロードできる資料の拡張子は「Excel形式」となります。
- ・中小規模特定建築物取組書（要綱第1号様式）のExcelはこちらからダウンロードできます。 [☞](#) [\\$\[tenpu\]](#)

②

[アップロードするファイルを選択](#)

添付資料のアップロード

**③ 画像拡大表示
添付資料の説明を参照**

[画像を拡大表示](#)

地中熱又は太陽熱利用設備の年間供給量を示す資料をアップロードしてください。【該当する場合】

- ・地中熱又は太陽熱利用設備を設置し、設置量を1設備（系統）あたり2kWとみなして設置量を計上する場合は該当しません（資料のアップロードは不要です。）。
- ・当該設備の設置量を、年間熱利用量3,600MJ当たり出力1kWと熱量換算（熱利用設備のkW換算）して計上する場合は該当します。
- ・「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」第3部第2章2（2）又は第3章2（2）に記載の措置となります。
- ・アップロードできる資料の拡張子は「pdf形式」「Excel形式」「zip形式」となります。 [\\$\[neturiyoy\]](#)

[アップロードするファイルを選択](#)

アップロード後

[次へ進む](#) [戻る](#)

① 義務履行方法を選択してください。

- ・ オンサイト太陽光
- ・ オンサイト太陽熱・地中熱熱利用設備
- ・ オフサイト（既存建築物）
- ・ オフサイト（特定開発事業）
- ・ その他の措置（オフサイトPPA、自己託送、自営線）

② 「取組書」（Excel）をアップロードしてください。

③ 画像拡大表示すると添付資料の説明が表示されますので、参照の上、①で選択した義務履行方法に応じて必要な資料をアップロードしてください。

1 ファイル約30MBまでです。

- ・ 入力後、「次へ進む」をクリック

(7) 申請フォームの入力（設置量合計、達成率、適合状況）

【総計】太陽光発電設備の設置量（半角数字）【kW】

・取組書第1面～第3面の太陽光発電設備設置量（kW）の合計値を記入してください。
・小数点第4位を切り捨てとなります。

①

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示 画像を拡大表示 画像を拡大表示

47.8 kW

【総計】地中熱利用設備の設置量

・取組書第1面～第3面の地中熱利用設備設置量（kW）の合計値を記入してください。
・小数点第4位を切り捨てとなります。

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示 画像を拡大表示 画像を拡大表示

0 kW

【総計】太陽熱利用設備の設置量 **①**

・取組書第1面～第3面の太陽熱利用設備設置量（kW）の合計値を記入してください。
・小数点第4位を切り捨てとなります。

画像拡大表示
「取組書」の該当部分を参照

画像を拡大表示 画像を拡大表示 画像を拡大表示

2 kW

【設置量合計】 **②**

・小数点第4位を切り捨てとなります。

49.8 kW

設置基準量に対する太陽光発電設備等の出力の合計比率（達成率） **③**

191

太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況を選択してください。 **④**

・達成率が100%以上である場合は「適合する」、そうでない場合は「適合しない」を選択してください。

・記載事項や添付資料に不備がある場合、本申請の差戻を行い、再申請をお願いすることがあります。

・差戻の場合であっても、計画書の提出日（申請日）は、初回申請日の日付で固定されます。

・対象年度に確認済証の交付を受けた全ての中小規模特定建築物が規則第32条第1項の適用除外建築物又は同条第2項各号に掲げる建築物（「棟数除外建築物」という。）に該当する場合は、「全て基準適用対象外建築物」にチェックをしてください。

※申請完了後、規則様式（第16号様式）に印字されたPDFをダウンロードできます。

☒ 適合する
☐ 適合しない
☐ 全て基準適用対象外建築物

入力後

次へ進む

戻る

グレーの欄は
自動計算されます

① 「取組書」に基づいて設備の種類ごとに設置量の合計を入力してください。添付の画像を拡大表示すると、「取組書」の該当箇所が表示されますので、参考にしてください。

② 設置量合計は、自動計算されます。

③ 達成率%は、自動計算されます。

④ ③の達成率を踏まえて、適合状況を選択してください。

- ・適合する…達成率100%以上の場合
- ・適合しない…達成率100%未満の場合
- ・全て基準適用対象外建築物…設置基準量が0の場合

・入力後、「次へ進む」をクリック

1-1 手続の検索



1-2 利用者登録



1-3 申請フォームの入力 データファイルのアップロード



1-4 入力内容の確認⇒申請



2 申請内容・審査結果の確認



交付完了をメールでお知らせ

3 交付物の出力（マイページ）

交付物の出力

手続き完了・交付物の出力（マイページ）

- ・審査完了後、交付物の交付及び手続きの完了について、メールでお知らせします。
- オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）のマイページ「利用者メニュー」 「申請履歴・委任状の確認」の「申請履歴一覧・検索」をクリックし、申請履歴一覧のページを開きます。
- ・対象案件の「**手続きが完了しました**」をクリック
- ・交付物一覧にある**交付物（PDF形式）**を**ダウンロード**できます。

交付物 （PDF形式） をダウンロード

報告書の受付欄に報告書受付日、受付番号、公表予定日等を市が入力したもの

令和7年6月25日 オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）**テスト版公開**（～R7年7月10日まで）

1 棟数除外建築物の申請

手続名：**テスト版**【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備
設置報告書における棟数除外建築物

2 報告書の申請

手続名：**テスト版**【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備
設置報告書（規則第16号様式）

6月27日 説明会（本日）

説明会の意見募集開始

7月10日 説明会の意見募集締切、**テスト版公開終了**

7月末 意見に対する回答を市ホームページに掲載予定

8月1日 オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）**受付開始予定**

1 棟数除外建築物の申請

任意

手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書における棟数除外建築物

令和8年4月頃

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）**受付開始予定**

2 報告書の申請

必須

手続名：【制度2】中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（規則第16号様式）

テスト版公開の注意事項

公開期間 令和7年6月25日（水）～7月10日（木）

- ✓ テスト版では、申請フォームの入力、データファイルのアップロード、申請様式の出力（ダウンロード）までを試行できます。
～～テスト版でも「必須項目」の入力又はアップロードがないと次へ進めないため、ダミー入力又は白紙ファイルのアップロードをお願いします。～～
- ✓ テスト版で申請された内容やアップロードされた資料について、**市は内容確認や資料のダウンロード等は一切行いません。**
- ✓ テスト版の申請について、市は**テスト版公開期間終了後に削除します。**予めご了承ください。

川崎市からのお知らせ①

制度 3 建築士説明制度 令和 6 年 4 月施行

建築士は、建築物の新築等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物等に設置することができる太陽光発電設備について、書面を交付して説明しなければなりません。また、説明をした建築士は、交付した書面の写しを説明した日から 3 年間保管しなければなりません。

	項目	内容
1	対象建築物	・ 延床10㎡を超える新築、増築、改築の建築物 ・ 令和 6 年 4 月 1 日以降に、建築士が建築主から設計の委託を受けた建築物を対象
2	制度対象者	説明者：建築士 （説明を受ける者：建築主）
3	説明の時期	委託契約後から設計完了までの間を基本とする。ただし、 <u>契約前に説明しても構わない。</u>
4	説明内容	・ 設置することが可能な太陽光発電設備の出力 ・ 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 <u>⇒市がホームページに掲載した「説明用書面（リーフレット）」を活用できます。</u>
5	書面の保管期間	説明した日から起算して 3 年間 とする。
6	説明の除外規定 （説明しなくて良い場合）	(1)延床2,000㎡以上の建築物の場合（制度 1 と輻輳するため） (2)建築主が建売住宅などを建築する建築事業者である場合（ハウスメーカー等が反復して説明を受ける場合） (3)建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合 (4)委託契約前に説明をした場合 (5)建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合 (6)該当する建築物が市の公共施設である場合 (7)建築物省エネ法第18条 2 号、3号に該当する場合（文化財、仮設建築物等）

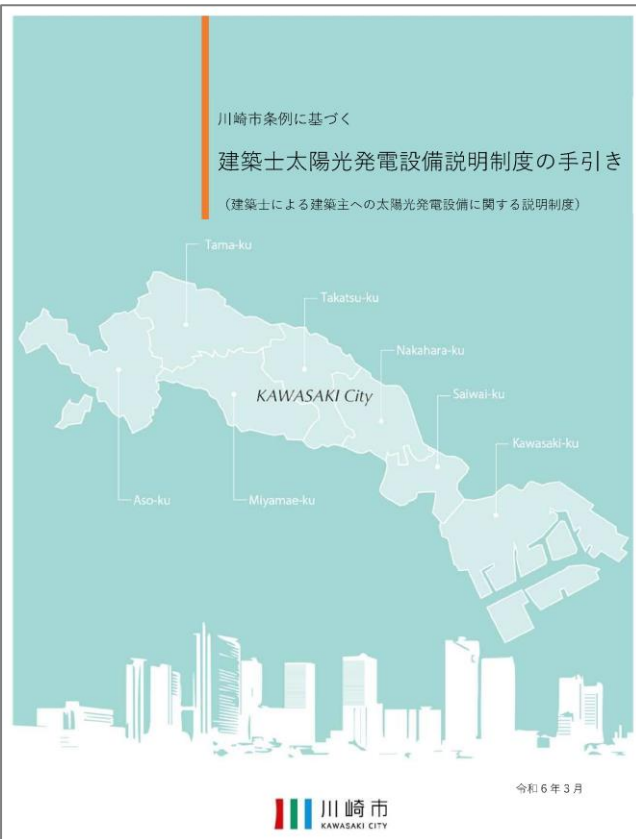
市ホームページより

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>⇒ 3 制度概要

川崎市からのお知らせ②

制度3 建築士説明制度 令和6年4月施行

制度の手引き (ガイドライン)



説明用書面 (リーフレット)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築士太陽光発電設備説明制度

太陽光発電設備の設置について

川崎市 KAWASAKI CITY

今、太陽光発電が注目されています！！

①世界規模の気候変動と川崎市の取組

近年、世界各地で熱波や大雨などの異常気象や気象災害が頻発に発生しており、川崎市でも、猛暑日が増えたり、台風により床上浸水が発生するようなケースが発生しており、地球温暖化対策は待たなしの状態です。

そこで川崎市では、脱炭素社会の実現に向けて、環境にやさしく、住む方にも電気代削減や、停電時の電気活用などのメリットがある太陽光発電設備の設置を促進しています。その取組の一つとして建築士の方から建築主の方へ太陽光発電設備に関する説明をさせていただいています。

②太陽光発電はメリットがたくさん

太陽光発電設備は建物に設置すれば、環境に大きな影響を与えずに地球温暖化対策ができるだけでなく、「発電した電気で電気代を節約できる」「災害時も家電が使える」といったメリットがあります。

国 川崎市の猛暑日の年間日数

年	猛暑日
1990	5日
2020	15日

出典:川崎市

川崎市条例に基づく 建築士太陽光発電設備説明制度の手引き (建築士による建築主への太陽光発電設備に関する説明制度)

川崎市

令和6年3月

☐ 1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果

太陽光発電は、発電過程で温室効果ガスを排出しないクリーンな発電方法です。川崎市の住宅における平均である **4 kW の設備を設置した場合、年間約 2,000 kg-CO₂ の削減が可能**です。

これは一般的な世帯が化石燃料由来の電気を使った場合と比べると、**年間に排出する CO₂ の約 80% に相当**します。

※家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査結果による

☐ 2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

太陽光発電設備を屋根などに設置するために必要な面積は一般的に約 10 m²/kW と言われています。一般的に日照量が少なくなる北面屋根を除いて試算すると**あなたの建物に設置可能な太陽光は _____ kW 程度※1と見込まれます。**

【上記の計算式 北面屋根を除いた屋根面積※2 _____ m² ÷ 10】

※1 屋根の向きや日影といった周辺環境、屋根の形などの設条件によって、実際の設置可能な設備は上記のものとは異なる場合があります。

※2 「北面屋根を除いた屋根面積」とは、水平面（陸屋根）と、南を含む東から西向きまでの屋根面積の合計を指します。

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名）／ _____

◆建築予定地住所／ _____

◆建築士の氏名／ _____

◆建築士が所属する事務所の名称／ _____

◆説明をした日／ _____ 年 ____ 月 ____ 日

☐太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有りー _____ 年 ____ 月 ____ 日

ウラ面に太陽光発電設備の魅力を紹介しています

太陽光発電設備の設置について

電気代が節約できる

太陽光発電で作られた電気を使えば、電力会社から買う電力量が減り、**電気代の削減につながり、長期的には初期費用の回収も可能です。**

また、太陽光発電で作られた電気は売るよりも自分で使う（自家消費）方がその**メリット大きく、電気代が高騰している現在では、これまで以上にそのメリットが大きくなっています。**

＜太陽光発電設備 4kW を 30 年間設置した場合の試算＞（2024 年 2 月試算）

項目	金額 (万円)
売電収入 (53万円)	53
自家消費 (46万円)	46
合計	99

支出: 112 万円

FIT 期間 10 年目まで

FIT 終了後 11 年目以降

30 年目 257 万円

差額 +110 万円

※このほかにも市では補助制度も実施予定。
※パネル・廃棄リサイクル等を行った場合は約 30 万円の費用が別途発生（廃棄費含む、屋根の吹き替え等と合わせて実施した場合）

～設置したときの収支シミュレーションをしてみよう！～

Suncle（サンクル）は、東京電力ホールディングス株式会社が運営する、太陽光発電導入支援サイトで、住所を入力するだけで、設置費用や補助金を踏まえた収支シミュレーションが簡単にできます。
[シミュレーションサイトはコチラ](#)

災害時も電気を使える

太陽光があれば発電するため**停電時でもスマホ充電やテレビなどの家電が使えます。**また、**蓄電池があれば発電した電気を貯めることができ、夜間や雨天でも使えるため安心**です。

設備は長く使える

25～30 年以上使えます。
太陽光パネルの製品寿命は 25～30 年以上といわれ、他の家電製品と比べるととても長く使える製品です。

※別途、パワーコンディショナーの交換は 10～15 年程度が必要となります。
※太陽光発電はリサイクル・廃棄ができます。（詳しくは下記の太陽光 QA をご覧ください。）

維持管理の手間が少ない

日常的なメンテナンスはほとんど必要ありません。
太陽光パネルにつくゴミやほこりは、雨などで洗い流されてほぼ元の状態に戻りますので、定期的に屋根によって掃除をする必要はほとんどありません。
ただし、発電量を日常的にチェックすることで設備の異常などを早く察知することができます。
万が一、発電量の低下や、設備の破損などが見受けられる場合は、むやみに触らず施工業者や販売店に連絡してください。

その他にもいろいろな情報を発信しています！

水害などの災害への備え、火災保険の補償対象、リサイクルや廃棄、屋根のメンテナンスといった設備の様々な疑問はこちらをご覧ください。
[＜太陽光 QA＞はコチラ](#)

●川崎市からのお知らせ

☑太陽光発電の情報サイト

川崎市ではポータルサイト「かわさき太陽光広場」で太陽光発電に関する情報発信を行っています。
この中では、補助制度や、太陽光発電設備の施工業者に関する情報も発信しています。
[ポータルサイトはコチラ](#)

2024 年 2 月 川崎市脱炭素戦略推進室 作成

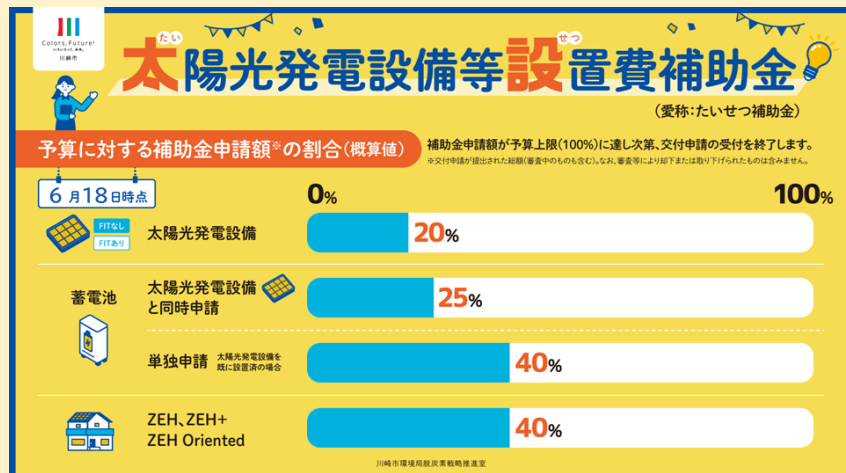
川崎市からのお知らせ③

令和7年度 補助金制度

令和7年度
今年はあなたも！

Colors, Future!
川崎市

**太陽光発電設備等設置費
補助金 ガイドブック**



受付期間

令和7年度
4月14日▶
12月26日

※予算状況で早期終了の可能性アリ

対 象

川崎市内の住宅に
お住まい
(居住予定)の個人
新築(建売/注文)・既築いずれも可



申請者

本人 または
委任を受けた
事業者
からの申請も可



項目	補助単価(補助割合)		補助限度額
太陽光 発電設備 	① FIT適用しない	7 万円 / kW (設置費用の1/2) ^{※2}	28 万円 / 件
	② FIT適用する	4 万円 / 件 (定額)	4 万円 / 件
蓄電池 	③ ①と同時申請	10 万円 / kWh (設置費用の1/2) ^{※2}	70 万円 / 件
	④ ②と同時申請		30 万円 / 件
	⑤ 単独申請 太陽光発電設備を既に設置済の場合		30 万円 / 件
ZEH等 	⑥ ZEH ZEH Oriented	25 万円 / 戸 (定額)	25 万円 / 戸
	⑦ ZEH+ ^{※3}	40 万円 / 戸 (定額)	40 万円 / 戸

⚠ 市の「太陽光発電設備普及事業者登録制度」の登録事業者が設置し、出力が2kW以上ある設備が対象です

⚠ 設置完了の届出までに国が実施する「戸建住宅ZEH化等支援事業」の補助対象製品として登録されている必要があります

太陽光発電設備(2kW以上)との連系が必要です

※1 PPA、リースは補助対象外です
※2 設備の本体購入費や工事費用のうち、消費税額を除いた額を設置費用とします
※3 ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅(GX志向型住宅)を含みます

市ホームページより

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html>

建築物太陽光発電設備等総合促進事業に関する問い合わせ先・情報提供等

制度1・制度2 太陽光発電設備等導入制度に関するお問合せ先

※まずはホームページ「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」に掲載の「ガイドラインなど」をご確認ください。

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2088

市ホームページ制度1・制度2 「太陽光発電設備の設置義務化に関する届出」



<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-0-0-0-0-0-0-0.html>



市ホームページ「制度3 建築士太陽光発電設備説明制度」

令和6年4月より施行しています。あわせてご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>



ポータルサイト「かわさき太陽光広場」にて市民・事業者向けに情報発信しています。

ぜひ、ご参照ください。

<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



- 補助金※申請期間や要件がありますのでご確認ください。
- 太陽光Q&A
- メリット
- 太陽光発電設備普及事業者登録制度
- 太陽光にまつわるお役立ち情報など